

令和4年度 第6回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：令和5年3月28日（火） 午後2時から

場所：桜井市役所 本庁 3階 災害対策本部室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 笹谷 清治

3. 議 事

1. 「桜井市地域公共交通計画」策定事業について

資料1 パブリックコメントの結果について

資料2 「桜井市地域公共交通計画」（案）

2. 多武峰地域におけるデマンド型乗合タクシーの導入について

資料3 多武峰地域におけるデマンド型乗合タクシーの導入について

「桜井市地域公共交通計画」(案)に対するパブリックコメント結果について

「桜井市地域公共交通計画」を策定するにあたって、下記のとおりパブリックコメントを実施しました。市民の皆様からいただいたご意見は、趣旨を失わないように要約整理したうえで、本市の考え方とともに、公表いたします。

市民の皆様には、貴重なご意見ありがとうございました。

- (1) 募集期間 令和5年2月21日(火)～令和5年3月22日(水)
- (2) 募集方法 桜井市広報紙、ホームページ、公式Twitterへの掲載による周知
- (3) 閲覧方法 桜井市ホームページ及び市内公共施設5か所での冊子による閲覧
- (4) 提出方法別の提出人数及び意見件数

提出方法	提出人数	意見件数
郵便		
F A X	1	10
電子メール	2	8
持参		
合 計	3	18

(5) 提出された意見と市の考え方

	該当する目次	意見の概要	市の考え方
1	P. 1	市民はサービスを楽しむ立場であり、一体となって何を協力するのか。 公共交通について市民はサービスを受け、その対価を支払う事で成り立つ市場原理に基づいていると思う。住民はサービスを利用する側である事を意識して計画を作成すべきである。	公共交通は、サービスを受ける者が対価を支払うことだけで成り立つ事業でなく、公的な負担が投入されることで維持・確保されています。 これは、公共交通の持つ福祉的な側面等を踏まえて行われているものであり、一般の市場原理と異なっております。 市民の皆様におかれましても、地域公共交通を維持・確保に向け、公共交通の現状と課題を認識いただき、積極的に公共交通に関わっていただくことが必要と考えます。
2	P. 6	石位寺や等彌神社、埋蔵文化財センター・土舞台等が記載されていない。その他、山の辺の道や万葉歌碑等の記載もないため、追加されたい。	ご指摘のとおり、豊富な観光資源を有していますが、すべてを掲載すると煩雑になると考え、P. 6 においては、本計画の関連計画である「第 2 期桜井市観光基本計画」において、代表的な観光資源として記載している史跡・遺跡、社寺のみを掲載しています。
3	P. 34	乗務員不足の件について、小・中学校に駅探検や車掌体験など就職できることをアピールするのはどうか。	ご指摘のとおり、職業の選択肢の一つとして知っていただくことは乗務員不足を解消するために効果的だと考えます。 いただいたご意見を参考に、P. 56「⑮モビリティ・マネジメントの実施」や「⑰関係者が連携した公共交通に関する情報発信」等において引き続き取り組んでまいります。

4	P. 36	生活利用と観光利用を同一の目的として取扱い、公共交通とするのは無理があると思う。	地域公共交通は、P. 38 の事業の必要性に記載のとおり、各役割を分担して実施することが必要と考えます。
5	P. 36	観光客の移動手段として公共交通が位置付けられていると考えるが、市民生活と目的が違うために無駄な便があると思う。	コミュニティバスや路線バスについては、今後も実態に応じた路線の再編、ダイヤの見直し等に取り組んでまいります。
6	P. 36	「近鉄・JR 桜井駅周辺は、桜井市の中心部であり、公共施設や病院、商業施設等の主要施設が集積しています。」と書かれているが、どこを指しているのか。	中心部については、関連計画である「桜井市都市計画マスタープラン」にて設定している地域区分の中心部地域を想定しています。 「近鉄・JR 桜井駅周辺」という記載は、誤認を招くので P. 36、P. 55 の記載を修正しました。
7	P. 36	現在の状況を改善するために、商業施設等を誘致することが本当に可能か。特別な補助金政策も今後検討されるのか。政策の方向性が見える形にする必要があると思う。	まちづくりの基本方針等に基づき、関係課と連携を図りながら、取り組んでまいります。
8	P. 36	MaaS 等の研究を進めることも必要であると思う。	P. 62 に記載のとおり、新たな公共交通サービスについて、他市町村の事例を参考に検討を進めていきます。
9	P. 41～	計画の進行管理について、順次実施では、最終年度でも→記載が行われており、実施と言い切れないことを表しているように受け止められるため、例えば、中間事業実施評価を行うことを記載するなど標記を工夫すべきである。	本計画の進行管理については、P. 63 に記載のとおり、毎年度協議会において、モニタリング・評価を実施し、必要に応じて事業内容の見直しや改善を検討いたします。
10	P. 45	近鉄大福駅の写真がないため、掲載すべきである。	近鉄大福駅の写真については、計画に追加しました。

11	P. 46	大福駅の近くには、多くの歴史的景観や万葉歌碑が設置されている資源があるので、それらの観光資源について、PRを強化すべきである。	個別の観光資源や観光資源のPR強化については、いただいたご意見を参考に、P. 46「⑤鉄道駅における情報提供の充実」やP. 49の「⑧観光客目線の公共交通環境の整備」等で引き続き取り組んでまいります。
12	P. 48	バリアフリー対応についてどのように年次的に進められようとしているのか具体的な方法が明記されていない。	本取組については、補助の活用等により実施されるものであり、各年次における関係者間での協議が必要となっています。各年度の状況に応じて、取り組みを進めてまいります。
13	P. 48	スロープの設置等、利用者が安心して利用できるようバリアフリー対応について進めるべきである。	バリアフリー対応については、いただいたご意見を参考にP. 48「⑦誰もが安心して利用できる公共交通環境の整備（バリアフリー化、バス停整備）」で検討し、取り組んでまいります。
14	P. 52	観光資源をPRし、特典を付けたチケット販売は、令和9年度に実施ではコロナ後の観光振興としては出遅れているため、前倒しを図るべきである。	本計画は、公共交通の維持・確保を目的とした計画であり、コロナ禍の回復以降も公共交通の維持・確保を図るものです。適切な事業を実施するために、検討に十分な期間を設けておりますが、ご指摘のとおり、準備が整い次第事業を実施することは本目的に合致するものかと考えますので、最終年度での実施にとらわれず、毎年度のモニタリング・評価において、事業内容の見直しや改善を実施します。
15	P. 55	巻向駅についてホームに亀裂が入ってるという状態のため、駅から続く小売店なども入った駅になるとよい。	鉄道駅の利便性向上については、いただいたご意見を参考にP. 45「④鉄道駅のポテンシャル向上」等で引き続き検討

			し、取り組んでまいります。
16	P. 57	「高齢者等を対象とした乗り方教室を実施することにより免許返納を促します。」と記載されているが、5 年間実施した最終年度と現状が同じ 225 人という数値であり、効果を期待していない数字が記載されているため、本事業を行うべきではない。	運転免許の返納者は、奈良県において令和 2 年では、6,629 人、令和 3 年では、6,183 人と減少傾向にあり、現状維持においても取組が必要となっています。 こうした中、これまで公共交通をあまり利用したことがない方が公共交通の利用方法やメリットに触れる本取組は現状維持に効果があると考えます。
17	P. 57	乗車回数に応じてポイント付与等の利用者にメリットが感じられる取組や桜井魅力発見ツアーのモデル案等を公募して利用者が魅力発見を楽しむような誘客なども検討したらどうか。	利用促進に関する取り組みについては、いただいたご意見を参考に P. 52「⑩施設等との連携による公共交通利用者を対象としたサービスの提供」等で引き続き取り組んでまいります。
18		JR 香久山駅については、所在は橿原であるが、桜井市民の利用も多い。 現状は、スロープも便所もない駅のため、障害者や高齢者、子育て世代が利用しやすいよう橿原市と連携をとり改善を進める必要があり、地域公共交通計画に反映すべきである。	本計画は桜井市単独の計画であり、本計画で橿原市の駅舎に関する記載については、適当ではないと考えます。

多武峰地域におけるデマンド型乗合タクシーの導入について

多武峰地域においては、現在、桜井駅から談山神社までをつなぐコミュニティバス多武峯線を運行している。しかしながら、高齢化によりバス停までの移動に関しても困難になる例が発生しており、デマンド型乗合タクシーの導入に関して要望が出ている。

要望内容

- ・西口、多武峰、鹿路、飯盛塚、八井内、針道、百市へのデマンド型乗合タクシー導入

○デマンド型乗合タクシー導入検討地域

「交通不便地（※）かつ地形上バス路線が適さない地域。但し、交通不便地に該当しない地域のうち、当該地域の公共交通への依存度合いが他地域と比較して大きいと考えられるにもかかわらず、当該地域の中心集落が最寄りの公共交通路線等から概ね 300m の圏内になく、かつ当該公共路線の運行頻度が他の路線と比較しても僅少であると考えられる場合は、当該地域」

※本市においては、鉄道駅・バス停から 1 km 以上離れている地域

要望のあった大字の最寄りバス停について

鹿路	多武峯線（多武峰）
針道	多武峯線（多武峰）
飯盛塚	多武峯線（多武峰）
西口	多武峯線（談山神社）
多武峰	多武峯線（談山神社）
八井内	多武峯線（不動滝）
百市	多武峯線（百市）

○「鹿路」、「針道」については、デマンド型乗合タクシー導入検討地域に該当。

事務局の意見

「鹿路」、「針道」については、デマンド型乗合タクシーの導入検討地域に該当するために、地元との協議を進め、デマンド型乗合タクシーの導入に向けて取り組みたい。

また、合わせて要望されているその他 5 大字については、コミュニティバスの運行がされている地域であるが、デマンド型乗合タクシーの導入がコミュニティバスの運行にどのように影響するかを検証するために、試験的にデマンド型乗合タクシーの運行を実施する形で取り組みたい。